

## 長岡市がんばる地域企業基本条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、地域企業が豊かな市民生活を支える重要な役割を担うことを鑑み、地域企業の経営の革新への取組みとこれに対する振興に関する基本理念、基本方針その他基本となる事項を定めるとともに、地域企業、商工団体、金融機関等、教育機関、市民及び市の責務や役割を明らかにすることにより、地域企業の成長と持続的発展を促進し、もって将来にわたる地域経済の成長及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する会社又は個人（同条第5項に規定する小規模企業者である者を含む。）で、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工団体 商工会議所、商工会その他の地域企業を支援する団体で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業等を営む事業者及び信用保証協会並びに税理士、公認会計士、中小企業診断士等の地域企業の経営等を支援する業務を行う国家資格を有する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項及び第2項に規定する公共職業能力開発施設その他職業教育等を行う機関並びに研究、開発等を行う機関であって、市内に存するものをいう。
- (5) 経営の革新 中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

### （基本理念）

第3条 経済のグローバル化やデジタル社会の進展等の経営環境の変化を新たなチャンスと捉え、地域企業が創意工夫と主体的な努力で経営の革新に挑戦し、自らの稼ぐ力を伸ばしていくことを基本として、国や県の協力を得ながら、商工団体、金融機関等、教育機関、市民及び市等が各々の役割を担い、総がかりで次世代の本市経済を牽引する企業の創出を図るとともに、地域経済の好循環

を生み出すことを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 本条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、地域企業、商工団体、金融機関等、教育機関、市民及び市の各々が責務や役割を担う基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暮らしや経営環境の変化に対応できる地域企業を形成すること。
- (2) 地域企業が行う経営基盤の強化、新たな需要の開拓、イノベーション等による持続的成長を支援すること。
- (3) 地域企業の次世代を担う人材の育成と地元定着を図り、多様な人材が活躍する環境の整備を促進すること。
- (4) 地域特性を生かし強化する起業・創業及び地域企業の第二創業を促進すること。
- (5) 前各号に掲げることのほか、地域企業の振興に関すること。

(地域企業の責務)

第5条 地域企業は、地域の暮らしを支えているという誇りを持ち、本条例の基本理念にのっとり、創意工夫と主体的な努力により、経営基盤の強化及び生産性の向上をはじめとする経営の革新へ挑戦し、企業価値の向上に取り組むものとする。

- 2 地域企業は、雇用の安定、人材の育成、労働環境の整備及び福利厚生の実施を図り、従業員一人一人が能力を發揮できる環境を整えるよう取り組むものとする。
- 3 地域企業は、学生、生徒、児童等に対する情報発信、インターンシップ等を通じ、次世代の担い手づくりに取り組むものとする。
- 4 地域企業は、自らの成長に応じて、本市域内での取引の適正化と拡大を通じ、地域経済の発展に寄与するよう努めるものとする。
- 5 地域企業は、地域貢献活動等を通じ、地域社会と文化の発展及び活性化に寄与するよう努めるものとする。

(商工団体の責務)

第6条 商工団体は、国、県及び市が実施する施策と連携し、地域企業の経営の革新を促すきめ細やかな情報の提供と課題解決に向けた相談機能の強化に努めるものとする。

- 2 商工団体は、国、県及び市が実施する施策と連携し、地域企業の魅力を広く発信し、地域企業に人材が集まる支援を行うとともに、教育機関等と連携し、

次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

3 商工団体は、企業間交流によるビジネスマッチングの促進に努めるものとする。

4 商工団体は、経営に必要な「ヒト・モノ・カネ」を呼び寄せる取組みを通じ、地域企業の人材の育成や経営基盤の強化を図るものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、地域企業の経営基盤強化のためのコンサルティング等の支援及び経営の革新に寄与する情報の提供並びに企業間連携の促進に努めるものとする。

2 金融機関等は、地域企業の成長に合わせた、円滑かつ迅速な資金の供給に努めるものとする。

3 金融機関等は、国、県、市及び商工団体その他関連団体と連携して、地域企業が取り組む人材の確保及び事業承継等の促進に対する支援に努めるものとする。

(教育機関の役割と協力)

第8条 教育機関は、学生、生徒、児童等が地域企業の地域において果たす役割や職業及び仕事に関して理解を深めるよう努めるものとする。

2 市内に有する大学及び高等専門学校等研究機関は、高度人材の育成、基盤技術等に関する共同研究、商品や役務等の共同開発、経営方法及び起業・創業や事業の譲渡等に関する研究を通じ、地域企業との連携を図るよう努めるものとする。

3 教育機関は、学生、生徒、児童等に対し、地域企業へのインターンシップ、職業体験等の実施並びに地域企業に関する情報の収集及び提供を通じ、地域企業への就職に関する支援に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、地域企業が地域の経済と雇用を支える重要な役割を担い、市民生活の向上や地域文化の発展に寄与することを理解し、地域企業の持続的発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、地域に根ざす地域企業の商品や役務を積極的に利用又は活用し、経済の地域内循環に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、本条例に規定する基本理念及び基本方針に基づき、国、県及び商工団体その他関連団体と連携し、地域経済及び地域企業の経営に関する実態の

把握に努めるとともに、地域企業の振興施策に関して総合的に取り組むものとする。

- 2 市は、地域企業の人材の育成及び確保並びに新たな発想と価値の創造によるイノベーションへの挑戦等の経営基盤の強化に関する支援に取り組むとともに、地域企業の商品及び役務の利用又は活用を図り、地域企業の持続的発展の促進に努めるものとする。

(関係機関との協議)

第11条 市は、「長岡市総合計画」及び「長岡版総合戦略」に掲げる目標を鑑み、本条例における地域企業の振興に関する施策の成果の評価と検証に当たっては、地域企業、商工団体その他の関係者と継続的に協議を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(施行日については、令和2年4月1日を予定しています。)